

## 実践につなげる「フレイル対策」地域支援業務委託 提案仕様書

### 1 適用範囲

本仕様書は、福島県（以下「県」という。）が発注を予定している実践につなげる「フレイル対策」地域支援業務委託企画提案募集及び委託する場合において適用される主要事項を示すものである。

### 2 事業の目的

フレイルとは、加齢とともに心身のはたらきや社会的なつながりが弱くなった状態を指し、何も対策せず放置すると、徐々に要介護状態へ進んでいく段階のことである。

しかし、可逆性があり、対策によって予防したり健康な状態へ改善したりできることから、一人一人が早期に気づいて適切な取組を行うことが重要である。

そのため、市町村の通いの場等で実施されているフレイルに関する活動の評価や見直し、取組の推進につなげることを目的に、市町村等職員を対象とした研修及びフレイル対策の活動を推進する人材の育成研修を実施する。

また、東日本大震災被災住民（以下「被災住民」という。）におけるフレイル対策の取組を充実・推進することを目的に、個別支援を実施する。

### 3 業務内容

#### (1) 共通事項

ア フレイルの認知度向上や、予防・改善の活動促進に寄与するものとする。

イ 業務における広報資材や教育資材等を作成する場合は、可能な限り、県が作成し下記 URL で公開している「フレイル予防ハンドブック」等の内容やイラストを活用すること。

※「フレイルポスター」、「フレイル予防ハンドブック」等の公開 URL

福島県健康づくり推進課 地域包括ケアシステム フレイル予防

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21045a/koureisiasyokuji.html>

エ 普及啓発のテーマカラーを「フレイル予防ハンドブック」等に使用しているピンク色（CMYKの4色のバランスは、C：0%、M:50%、Y：20%、K:0%）とし、可能な限り取り入れること。

オ フレイル予防に関する具体的な実践方法について、社会参加、身体活動・運動、食生活及び口腔ケアに加え、フレイルと密接な関係がある認知症予防を取り入れること。

#### (2) 市町村等向け研修会

ア 市町村等における効果的なフレイル対策活動の推進を目的に開催すること。

イ 開催時期は令和8年8月～10月とすること。

ウ 対象者は市町村職員、地域包括支援センター職員等とすること。

- エ 実施方法及び講師、内容は最適と考えられるものを提案すること。なお、研修内容には県が令和7年度に実施した「実践につながる『フレイル対策』普及啓発事業」の結果報告を含め、報告者は県が指定した講師とすること。
- オ 研修会の効果を測定するため、アンケート等による評価を行うこと。

### (3) 人材育成研修

- ア フレイル対策活動の推進を担う人材の育成を目的に開催すること。
- イ 開催時期は令和8年7月～9月とすること。
- ウ 開催方法はいわき市を会場としたハイブリット方式で実施すること。
- エ 対象者はフレイル対策活動を実施している県民及びフレイル対策の実践に関心のある県民等とし、対象者への周知も併せて実施すること。
- エ 内容は市町村の通いの場等で実施されているフレイルに関する活動の評価や
  - (1) オに記載の実践方法の内容を充実させるものとし、講師及び具体的な内容については最適と考えられるものを提案すること。
- オ 研修会の効果を測定するため、アンケート等による評価を行うこと。

### (4) サポーターへの個別支援

- ア 被災住民へのフレイル対策活動を推進するため、被災住民へフレイル対策の実践を指導するサポーター（以下、「サポーター」という。）の活動支援を目的として実施すること。
- イ サポーターは(3)を受講した県民とし、受託先はサポーターを確保し、サポーターが自立して活動できるよう援助すること。
- ウ 受託者は、サポーターへの支援にあたり、(3)研修の講師等をサポーターの協働者として派遣すること。
- エ サポーターの活動内容は以下のとおりとする。なお、会場選定及び内容、体制については、受託者及びサポーター、県等と協議の上実施すること。
  - (ア) サポーターはいわき市内の県営住宅に居住する被災住民等を対象としたフレイル対策教室等を開催し、その中で、(1)オに記載の実践方法の指導及び指導前後における被災住民の心身状態の測定を行い、被災住民の実践の継続を支援すること。
  - (イ) フレイル対策教室等の実施会場は、3か所程度とすること。なお、会場選定に必要な情報については、受託後県より提供する。
  - (ウ) フレイル対策教室等の実施時期は令和8年9月～令和9年2月とし、各会場3回以上実施すること。
- エ 実施にあたり、(3)研修の講師等をサポーターの協働者として派遣すること。
- オ 受託者は効果を測定するため、支援前後でサポーターの活動の評価をすること。

(5) 事業効果の検証に係るデータ等の提供

受託者は、県が本業務の実施結果とその効果を検証するために活用可能なデータ等について提案書に記載するとともに、本業務実施後に当該データを提供すること。また、必要に応じて、実施結果の解釈について県に助言するものとする。

(6) 留意事項

ア 提案を求める項目については、コスト及び訴求力に留意し、各プロポーザル参加者の自由なアイデアを取り入れた内容を盛り込むこと。

イ 受託者は、準備から実施までのスケジュール調整等、すべての運営業務を担うものとする。ただし、県が特に指定した場合を除く。

ウ 受託者は、必要かつ適切な人員配置を行い、運営体制を明確にすること。

エ 業務の遂行に要する費用は、特に指定がある場合を除き全て受託者が負担する。

オ 著作権について

(ア) 本業務に係る著作権は、著作権法第 27 条及び第 28 条を含め、すべて県に帰属するものとし、著作権法第 19 条第 1 項又は第 20 条第 1 項を行使しないものとする。

(イ) 受託者は、本業務における制作物について、県がフレイル対策を推進する上で、次年度以降も継続して使用する場合があることをあらかじめ了承するものとする。

(ウ) 本業務で印刷物や動画等を制作する際、素材等について、他者の著作権その他の権利が及ぶものの使用は可能な限り避けること。また、これらを使用する際には、権利者から事前に二次利用を含めた使用の許諾及び事後において権利の主張を行わない旨の許諾を得るものとする。

カ 制作等の監修が必要な場合、監修者は、県と協議して決定すること。

キ 本業務の実施に係る経費については、すべて本業務委託料に含むものとする。

ク その他、疑義が生じた場合は、その都度県と協議すること。

**4 業務終了後の業務**

委託業務完了後、本業務の実績等が分かる実績報告書及び県が必要と認める書類を作成し、令和 9 年 3 月 31 日（水）までに提出すること。

**5 その他**

(1) 受託者は、委託契約書に基づき、常に県と密接な連絡を取り、その指示に従うこと。

(2) 本仕様書に記載のない事項については、受託者と県が誠意をもって協議し、法令を厳守して実施するものとする。